

て損金または必要な経費に算入されたもの

(詳細については、P6【表1】および【表2】を参照してください。)

- (3) 棚卸資産(本来減価償却すべき資産を除く。)
- (4) 無形減価償却資産(ソフトウェア(平成12年4月1日以降取得分)、営業権、特許権等)
- (5) 繰延資産(創設費、開業費等)
- (6) 自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等
- (7) 生物(ただし、鑑賞用・興行用のものは申告対象)、立木、果樹
- (8) 美術品等(取得価額が1点100万円未満であるものを除く。)
- (9) 1月2日以降に取得し、翌年1月1日までの間に減少した資産

<償却方法と取得価額による申告一覧>

【表1】 個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
ア 平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	減価償却	申告対象
イ 平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
	20万円以上	減価償却	申告対象
ウ 平成11年1月1日以降に取得した資産	10万円未満	必要経費 ※1	申告対象外
	10万円以上	3年一括償却 ※2	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

【表2】 法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
ア 平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上	減価償却	申告対象
イ 平成10年3月31日以前に開始された 事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象 (アの資産を除く)
ウ 平成10年4月1日以降に開始された 事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入 ※3	申告対象外
		3年一括償却 ※4	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却 ※4	申告対象外
		減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	

※1 所得税法施行令第138条の適用を受ける償却資産

※2 所得税法施行令第139条の適用を受ける償却資産

※3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※4 法人税法施行令第133条の2の適用を受ける償却資産

(注) 租税特別措置法の規定による少額償却資産(取得価額30万円未満)の損金算入は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。